

第319回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 3 1 9 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成26年 5 月30日（金） 14:19～15:14
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

○経済産業省企業活動基本調査（経済産業省）

2. 入札結果報告の審議

○財務局の普通財産の管理処分等業務を国自ら実施することについて（財務省）

3. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、若林専門委員、宮崎専門委員、辻専門委員、廣松専門委員

（経済産業省）

大臣官房調査統計グループ企業統計室 高辻室長、荒川参事官補佐、熊倉参事官補佐

（財務省）

理財局国有財産業務課 糸井課長補佐、福田係長

（事務局）

新田参事官、金子参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第319回入札監理小委員会を開催します。

本日は、経済産業省の「企業活動基本調査」の事業評価（案）、もう一つが財務省の「財務局の普通財産の管理処分等業務」を国自ら実施する件についての審議を行います。

最初に、経済産業省の「企業活動基本調査」の事業評価（案）についての審議を始めたいと思います。

事業の実施状況について、経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室の高辻室長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○高辻室長 ただいま御紹介いただきました、経済産業省の高辻でございます。よろしく願いいたします。

座って失礼いたします。

それでは、経済産業省の企業活動基本調査の実施状況についてということで、御説明をさせていただきます。

説明資料は、お手元配付の資料1と書かれているもので御説明をいたします。

まず初めに、対象となっております経済産業省企業活動基本調査についてでございますが、この調査は我が国の企業、特に経産省所管業種が主でございますが、企業の活動の実態を把握するというところで平成4年から実施をしてございます。統計法でいう基幹統計という位置づけでございまして、重要な統計の1つということでやらせていただいております。平成20年からは、公サ法の対象ということでやらせていただいております。

今回は公サ法の対象となって3回目の契約になりますが、平成24年4月～平成27年3月までの3年間の契約として外部に出している、この実態についての御説明ということになります。

お手元の資料の1ページ目のところで、一番初めにIがございませけれども、そこを見ていただきますと、Iの3、受託事業者は株式会社インテージという会社でございます。平成20年から公サ法の対象として出しておりますけれども、結果的にですが、こちらが一貫して受注をしているということでございます。

今回の実施状況について、まず私どもの評価の結論を申し上げますと、確保されるべき質の問題、実費の削減の状況、そういった点から見ますと、大変良好な実施状況であると考えております。そういう評価もした上で引き続き、実施するに当たっては新プロセスへの移行を御検討いただきたいと思いますと思っております。

その評価の内容の詳細でございませますが、まず確保されるべき質という点でございませが、お手元の資料の1ページのちょっと真ん中あたりから、IIでございませ。

私どもの企業活動基本調査の実施要項の方に「業務に当たり確保されるべき質」として、4点ほどリクエストをしております。

まず、第1にお手元の資料のIIの1になりますけれども、実施に当たっては実施要項に書いてあるとおり、工程ごとに民間事業者が策定して、あらかじめ当省と調整をした作業

方針、スケジュールに従って確実に業務を実施すべしということを言ってございます。

この点については、各段階において密接な連絡をとって実施をしたということでございまして、こちらの方に書いてあるように平成24年、平成25年で、以前よりも1カ月早く速報を公表することができるようになったという成果が出てございます。それまでは大体翌年1月に公表だったのですが、平成24年、平成25年は12月と1カ月ほど早く、年内に公表ができたということでございます。

2点目は、照会対応業務でございます。

調査票の記入に関する電話での照会があった場合には、当省が貸与する照会対応事例集といったものに沿って、対応してくださいということを言ってございます。こちらについては、私どもの照会事例集などに沿って実施をしたということで、実施の実績が2ページ目、次のページでございます。

(1)「問い合わせへの対応」、それから真ん中辺の(2)「疑義照会」ということで、実績値を書いております。

結論的に申し上げますと、問い合わせ件数としては毎年大体7,000件前後の問い合わせに対応してございます。一番上の表に書いてございますけれども、一番多いのは調査の概要ですとか、その辺が一番大きなものでございますが、右の方から2番目ですけれども、クレームそのものは2桁台、それもどちらかという低いレベルで推移している。非常に円滑に問い合わせへの対応ができていないかと思っております。

それから、真ん中あたりの「疑義照会」については、民間事業者が独自に開発をした審査システムというものも活用して、疑義照会の処理をしている。もちろん、システムの活用にあたっては事前の研修も実施をいたしております。疑義照会の件数も下から2番目の表を見ていただくと、大体年間10万件くらいということで、疑義照会を円滑に進めているということで、これも良好な実績状況と考えております。

3ページ目、3番目の点として、回収率でございます。

今回は、最終的な回収率が82.3%を上回るべしということをやっております。結果でございまして、真ん中からちょっと下に(2)「回収率」というのがございまして、平成24年の調査では過去最高でございまして、86%の回収率を記録してございます。また、平成25年もそれに次ぐ85.8%と、高いレベルの回収率を示したということが言えるかと思いません。

4番目の点でございまして。

個票審査、個別の調査票の審査において、エラーチェックをしていただいておりますが、このエラーチェックの修正率を100%とすべし、全て修正すべしということをお願いしております。こちらの方も結論から申し上げますと、4ページ、毎年42万件程度の修正件数があるのですけれども、修正率は100%ということで推移してございます。

以上が質に関する点でございまして、民間事業者独自の取り組みもあつたり、こちらの要求したレベルを超える良好なパフォーマンスが見られるのではないかと考えてご

ざいます。

2点目、価格の点でございます。

4ページ目の真ん中で、Ⅲでございます。

この企業活動基本調査でございますが、民間事業者とは3年間の複数年契約をしてございます。今回の契約は平成24年～平成26年の3年間ということで、一番下の表でございますけれども、真ん中に「3調査年分」と書いてございますが「従来の実施経費」が4億3,066万5,000円となつてございますが、これは平成19年までは我々自身でやってございましたので、平成19年の我々がやっていたときの経費を3倍したものでございます。

その下に、3億3,075万円というのが今回の3年間の契約金額でございます。これを比較しますと3年分ではございますけれども、9,991万5,000円と、約1億円の節減になった。率で言うと、約2割くらいの節減が果たされたということでございます。

ちなみにこれは参考でございますが、今、申し上げたのは税込価格での従来経費と、今回の民間への委託の契約との比較でございますが、5ページ目に民間事業者自身が落札価格として契約金額ですが、とった金額と実際にかかった金額はどうかというのを、毎年の事業報告書で出してもらっていますので、それで見ますと5ページの上のところの表でございます。平成24年、平成25年でございますが、一番右の欄が「実績金額」で業者が言う実費の額ですけれども、契約金額よりも少し多い額になっているというのが実態である、という報告を受けてございます。

この辺の理由は人件費の増加で、単価の高いスタッフ、経験の豊富なスタッフを雇うとか、途中でシステムメンテナンスを行うとか、あるいは疑義照会等、やりとりの本数が増えたといったことがあって、実績金額は契約金額を上回る実態があるという報告は受けてございます。今の点が実費の点からの評価でございます。

以上をもって、最終的な結論は、お手元の資料の13ページになります。

「全体的な評価」というところでございますが、平成24年及び平成25年の両年ともですけれども、設定をいたしました回収率を上回る実績を上げているという点、それから照会業務、審査業務、その辺に対してもきめ細かい対応をしているということで、円滑に実施ができているということで、質の面で大きく上回る点があると評価できると思います。また、実施の経費についても、従来経費に比べて約1億円程度削減ということでこれも評価されるものだと思います。

こういうことから、本事業については良好な実施状況にあると考え、次に関しては市場化テストの新プロセスに移行したいと考えてございます。

あと、1点蛇足になるかもしれませんが、オンラインの話でございますけれども、お手元の資料で11ページの上のところ、企業活動基本調査のオンラインでの利用状況がどうなっているのかというのを記載してございます。

一番上のところに平成24年、平成25年のところの「オンライン利用企業数」というのが出てございますが、平成24年ですと19.3%の方が御利用いただいていたのですが、平成

25年度には21.2%ということで、一応2割台は到達したということでございます。ほかの統計と比べると、ちょっと低いのではという御意見もあろうかと思いますが、年次調査でもございますし、大変内容は複雑な統計でございます、毎年努力をしているのですが、少しずつ上がりつつあるということで御理解いただけたらと思います。

私の方からは以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いいたします。説明時間は5分程度でお願いします。

○事務局 それでは、資料Aに基づきまして、評価（案）について御説明させていただきます。

まず、1ページ目の事業の概要でございますけれども、こちらは御説明をいただいたとおりでございますので割愛させていただきます。

2ページ目の2「受託事業者決定の経緯」でございます。

入札参加者数は3者ございまして、いずれも入札参加資格を満たしておりました。入札金額は3者とも予定価格の範囲内であったため、総合評価点の最も高い1者が落札者となっております。

続きまして、Ⅱ「評価」でございます。

まず、2の（1）のア「作業方針、スケジュールに沿った業務遂行」でございます。

「実施結果」につきましては、御説明いただいたとおりございまして、「評価」につきましては作業方針及びスケジュールに沿った円滑な業務遂行が行われており、結果として平成24年及び平成25年において、平成23年よりも1か月早く速報公表を行うことができたことは評価できると考えております。

続きまして、イ「照会対応、疑義照会」でございます。

こちらの「評価」につきましては、客体からの照会対応に当たりましては研修マニュアルを作成し、研修を実施。経済産業省は問い合わせへの対応状況を、毎日報告を受けるなどして適切な実施体制であったと評価しております。また、疑義照会につきましても、疑義照会用のシステムを独自構築するなど、業務の効率的な遂行を図ったことは評価できると考えております。

続きまして、ウ「調査票の回収率」でございます。

こちらの「実施結果」につきましては、御説明いただいたとおりございまして、「評価」につきましては平成24年、平成25年調査とも目標値を大きく上回った。特に平成24年調査におきましては86.0%と平成4年の調査開始以来最高の水準となり、回収率において高い水準を達成したことは高く評価できるとしております。

エ「個票審査のエラー修正率」でございます。

評価としては、民間事業者が構築した独自の審査システムにより、正確かつ確実に審査を実行しており、確保されるべき質として設定した最終的なエラー修正率が各年とも100%

を達成できたことは評価できるとしております。

3「民間事業者からの改善提案による実施事項」でございますが、まず①個票審査に当たり、民間事業者が構築した独自の審査システムを使うことで、正確かつ確実に実行できたとしております。

また、②といたしまして、調査票の回収に当たっては新規対象企業、前年未提出企業などに対し、調査への協力依頼や関係用品が到着したかどうかの確認電話を実施した。また、提出期限前に公文書による協力依頼を未提出企業に送付し、提出期限後は電話督促を着実にを行い、回収率向上に努めております。

次の4ページに行ってくださいまして、4「実施経費」でございます。

こちらは契約金額の約3億3,000万円は、従来の実施経費の約77%に相当し、3年間で約9,900万円、年間約3,300万円の経費が削減されております。

最後に「評価のまとめ」でございますけれども、調査票の回収率については、各年とも目標値を大きく上回り、特に平成24年調査においては、過去最高の水準となったことは高く評価できる。これは公文書による協力依頼を未提出企業に送付するなど、民間事業者のノウハウと創意工夫が大きく貢献したしたものと考えております。

また、個票審査につきましても、民間事業者が構築した独自の審査システムにより正確かつ確実に実行され、最終的なエラー修正率が100%を達成したことは評価できる。

実施経費についても、従来経費の約8割に相当し、3年間で9,900万円程度が削減できたことは評価できるとしております。

このように、公共サービスの質の維持向上及び経費削減の双方が実現した良好な実施状況であることから、次期事業においても、引き続き、民間競争入札を実施することが適当である。また、本事業は良好な実施状況にあることから、次期事業においては、新プロセスへ移行した上で、事業を実施することが適当であると考えております。

御説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問・御意見等がある委員は御発言をお願いいたします。

○廣松専門委員 まず、最初は単純な質問で、エラー修正率というのがいただいた実施状況の4ページの表にあるのですが、これは分母、分子はどう定義をなさっているのか、ちょっとそこがよく分からなかったのです。

「個票審査等による修正件数（合計）」が分母になっていて、これは経済産業省の方が修正を要すると判断をされたものなのか。その民間事業者がやったのが99.7%で、システムの方でやったのは0.3%となっているのですが、修正を要する件数自体は。

○高辻室長 どちらが判断したかということですね。

○廣松専門委員 はい。

○高辻室長 分母の方になりますけれども、受託事業者の方が日々のやりとりの中で修正

を要するものとカウントしたものを入れていますので、判断自体は受託事業者の方の判断になります。

○廣松専門委員 その定義自体がありますという形で、いわば主として受託事業者の方が修正を要すると判断したものを一応全部直しましたと解釈をすればよろしいですかね。

○高辻室長 そうですね。

○廣松専門委員 それから、2点目は確認ですが、私は速報が1カ月早く出るようになったというのは大変高く評価したいと思うのですが、平成24年、平成25年12月に公表されたということですが、今後平成26年度以降も継続していただけるのかどうかということなのですが。

○高辻室長 そういたしたいと思います。

今年度については引き続きインテージがやっておりますので、そういう意味ではやり方も非常に慣れております。こちらも円滑な連絡調整がしやすい相手でもございますので、それは問題なく12月に速報公表ができるかと思えます。

○石堂主査 よろしいですか。

○廣松専門委員 はい。

○石堂主査 今の話なのですけれども、1月から12月に早まったところを非常に評価するのは分かるのですが、また戻らないかという御質問が今あったわけなのですけれども、速報発表の制度的な期限というのは1月なのですか。

○高辻室長 速報そのものは、制度としては、期限はないです。○石堂主査 確報にはあるけれども、速報にはない。○高辻室長 できた段階でやるということです。

○石堂主査 極端に言うと、いつ出てもいいという世界ですか。

○高辻室長 現契約は今年度いっぱいなものですから、それは十分でき得るという見込みを立ててはいますが、次期以降、事業者が変わった場合に全く同じ精度で、同じタイミングでできるかというのはやってみないと分からない。それは、複数年契約でやっていると、やり方に内在するリスクなのだろうと思います。

○石堂主査 せっかく12月になったけれども、業者だって、1月になってもまだ出ないのですかという声は出たにしても、別にそれがだめというわけではではないという理解ですね。

○高辻室長 制度的に問題というわけではないです。

○石堂主査 ほかに、いかがですか。

どうぞ。

○宮崎専門委員 資料1の5ページの実施経費なのですけれども、1ポツが「人件費」になっていて、2ポツが「事業関係費」で、①が印刷費、②が郵送費、④「入力関係費」⑤「電話督促関係費」というのは多分外注費のようなものだと思っているのですが、③の「回収・点検・問い合わせ対応・照会等」というものは人件費と重複しているようにも見えたのですが、これは何か外部に委託されたということなのか、ちょっとどういうくくり

かというのを。

○高辻室長 受託事業者のインテージさんが、この回収・点検・問い合わせのところはまた別の協力会社さんをお願いをしているところがございます。

○井熊副主査 よろしいですか。

今御指摘があった、実績額が契約額を上回ったということですが、これは精算金額を業務が終わった後に省庁側に出さなければいけないいわゆる精算業務でしょうか。

○高辻室長 それとは違います。

○井熊副主査 確定業務ではないものなのですか。

○高辻室長 確定業務はなくて契約金額、その額でやるということです。

○井熊副主査 ただ、そういう最終的な、実績ベースの報告があったということなのですか。

○高辻室長 そうですね。参考までに実際はどうですかというのを聞いているだけであって、会計上の手続として聞いている話ではない。

○井熊副主査 そういう確定検査などがある精算業務などでは、普通は契約金額を下回る報告をする業者がないので、その意味では多少は上回っていることにそんなに大きな問題があるとは思えないのですけれども、そういうことから言って、この10%程度の開きというのは一般的なそういう案件と比べて、特に異常だと思っていないですか。

○高辻室長 極めて異常あるいは、その受託事業者が大きな赤字を垂れ流すようになっているのかというと、その辺はこの数字から受けるものちょっと割り引いて見る必要が多分あるのだろうなとは思いますが。

事業体ですので、この契約のみならず、ほかにも幾つかビジネスをやっていると思いますので、トータルで考えることも必要です。ただ、私どもの方としては入札をしていくというこのプロセスを続けていくと、契約価格がどんどん下がっていく方に圧力がかかりますので、ずっと行った先にはもしかすると、こういう実費がどのくらいかかっているかもチェックしていかないと、本当に赤字になったケースが出てくるでしょうし、あるいは場合によっては非常な低入札に挑んで来られる方も出てくると、そうなると、業務の遂行能力にもちょっと不安が出てくるということもございますので、これは参考としてお付けしたということを繰り返し申し上げますが、今後も注視をしていって、必要があれば、必要な増額要求をさせていただかないといけないのではないかなとは思っております。

○井熊副主査 特に、何か今は直ちに問題があるということではない。

○高辻室長 ただ、相当厳しいであろうなとは思っていますので。

○井熊副主査 民間企業としても、結構努力して何とかやっているというレベルである。

○高辻室長 そうですね。

○井熊副主査 分かりました。

○石堂主査 いかかですか。

どうぞ。

○若林専門委員 落札者の決定に当たって、総合評価で決められているということで、価格点が100、技術点が200ということで、むしろ技術点の方に点が多いかなど、今日拝見してそうなのだと思いますのですが、技術点と申しますと、例えばどのようなところを重視していくのでしょうか。どういう形でその技術点を評価されたのかというのを、もし簡単に御説明いただくことができれば、お教えいただきたいと思うのですが。

○高辻室長 一応、評価項目は事前に皆さんへ開示をしております、大きく分けると3つになっていて、実施計画、実施の体制、業務の実施方法といった大きな3つの視点で見てございます。

例えば実施の計画については、我々が示した要件を満たした計画になっているかとか、あるいは計画においての創意工夫がされているかどうかとか、そんな点を見てございます。

実施体制については、もちろん組織としての規模ですとか、過去の経験ですとか、あるいはどのような人材を擁されているのか、そういったことも審査していますし、セキュリティーの対策といったものも万全かどうかも見せております。

あと、3番目の業務の実施についても、例えばこれは非常にいろいろあるのですけれども、個票の回収ですとか、審査においてはきちんとした手順・実施方法を持っているとか、あるいはマニュアルをちゃんと作成しているかどうかとか、全部で3つの分野、中分類でも12項目くらいのチェックポイントを設けて評価をしております。

○石堂主査 どうもありがとうございました。

非常に良好な成績ということで、新プロセスへの移行でよろしいと思うのですが、ちょっと2点だけ、先ほど井熊先生からお話がありましたが、実績の方が高くなっているケースについては、今のところ、業者さんから特段不満が直接出るような状況にはないということなのだと思いますが、ただ、業者さんの方が仕様書なりを見て、こうなるなと思って価格を決めたのだけれども、それが何か書かれていたものと実態が違ったりすると、金額の多寡にかかわらず、不満のもとになると思います。せっかく数字をもらっているでしたら、その辺の事情もよくヒアリングをして、必要があれば次期の要項の方に反映させるというやり方をさせていただきたいと思います。

それともう一点は、3ページの冒頭のところに、調査票の回収率に関してちょっと気になったのですけれども「目標とする水準は100%とし」というのがあるのですね。だけれども、実際は82.3%でいいよという、これはダブルスタンダードになっている感じがするし、目標を100%と置いたにしては82.3%というのは随分低いのではないかという気もするのです。だから、これは実際に82.3%で十分だと考えるのであれば、この数字だけを出せばいいし、本当は100%が欲しいのだというのであれば、じりじり上げていくかで、いずれにせよ、明確な目標を掲げた方がいいのではないかなという感じはしましたので。

○高辻室長 次回にそうしたいです。

○石堂主査 今後の中で改善していただければと思います。

○高辻室長 はい。

○石堂主査 それでは、本事業の評価（案）の審議は、これまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特段ございません。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いをいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（経済産業省退室、財務省入室）

○石堂主査 それでは、続いて、財務省の「財務局の普通財産の管理処分等業務」を国自ら実施する件についての審議を始めたいと思います。

最初に、入札結果等について、財務省理財局国有財産業務課の糸井課長補佐より、御説明をお願いいたします。説明は10分程度でお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○糸井課長補佐 財務省理財局国有財産業務課の糸井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元に配付させていただいております資料「財務局の普通財産の管理処分等業務を国自ら実施することについて」でございますが、本題に入ります前に、こちらの色刷りの参考資料でございます「普通財産の管理処分等業務」に基づきまして、本件事業内容をまずは簡単に御説明をさせていただければと考えております。

上の箱でございます「事業の概要」でございますが、普通財産の管理処分等業務とは、普通財産の使用者や権利者に対する売り払い、貸付等に関する業務を行うこと、適正な財産管理の観点から誤信使用財産等の現況調査ですとか、あるいは台帳価格改定に関する業務を行っております。こういった業務を包括的に民間事業者へ委託しているという内容のものでございます。

具体的には下の箱の「事業の詳細」のところでございますけれども、使用者や権利者に対する売り払い、貸付等の業務につきましましては、国が自ら行います価格等の決定、あるいは契約締結などの業務、こういったものを除きまして、管理処分に必要となる全ての業務を、有識者の専門的な知識を活かした業務を行っていただくということで、業務を外部へ委託しているという状況でございます。

それでは、資料2「財務局の普通財産の管理処分等業務を国自ら実施することについて」を御説明させていただきたいと思います。

財務局の普通財産の管理処分等業務につきましましては、民間競争入札実施要項に基づきまして、各財務局等が51地域を対象に入札を実施いたしました。そのうち九州財務局が実施いたしました名瀬出張所の対象地域につきましましては、奄美大島地域のうち、加計呂麻島、請島、与路島を除いた地域でございますけれども、昨年11月に入札公告を行いまして、開札を行ったところ、落札者となるべき者が決定いたしませんでした。

九州財務局では、本件業務を受託する事業者が見込まれない一方で、随時発生する業務

にも対応する必要がございますことから、民間競争入札実施要項に基づきまして、国が自ら管理処分等業務を実施することといたしております。

1 「入札手続」についてでございます。

実施スケジュールにつきましては、御覧のとおりでございますけれども、平成25年11月26日の入札公告から、平成26年1月23日の提案書提出期限までこの間、2カ月の期間を設けているところでございます。これは入札参加資格につきまして、民間事業者が単独で業務が担えない場合は複数の者で構成されるグループで参加することを認めておりますことから、民間事業者がグループ組成に要する時間を十分にとる必要があるということを踏まえまして、競争性を確保するためにスケジュールを設定したところでございます。

また、このほか、従前はグループで参加する場合に、参加グループの全ての構成者に宅地建物取引業法に基づく免許を受けていることを要件としておりましたけれども、これをグループで参加する民間事業者のうち、1者以上が要件を満たせばよいということにいたしまして、さらなる競争性の向上に努めるために入札参加資格要件も緩和したところでございます。

以上のとおり、入札の実施スケジュールにつきましては、十分に競争性を確保したものであると考えているところでございます。

続きまして、2 「入札結果」でございます。

入札には1者が参加いたしました。初度入札につきましては開札の結果、入札価格が予定価格を上回りまして、落札に至らなかったという結果でございました。その後、直ちに再度入札を2回実施いたしましたけれども、こちらも落札に至らなかったという状況でございます。これにつきましては、入札参加者がこれ以上の入札額の検討をしても採算性がとれないということで、断念をされたということでございます。

続きまして、3 「入札条件の見直し等」でございます。

入札の結果を受けまして、入札参加者に対して、入札価格の決定理由ですとか、あるいは仕様において対応が困難な事項の有無につきましてヒアリングを実施いたしました。その結果、入札の価格につきましては採算性の観点から決定したものであること、また、業務内容につきましては、民間事業者にとって実施が困難な事項は含まれていなかったとしております。

本件の対象地域が落札に至らなかった要因といたしましては、委託予定件数が少ないということが挙げられます。しかしながら、他の地域との統合による委託予定件数の増加を図ろうとした場合に、本対象地域は奄美大島地域ということで本土から距離も離れております離島であることから、コスト増を招く結果となって、採算性の改善は困難と考えているところでございます。

また、本対象地域につきましては、平成23年度の入札におきましても落札に至らなかった状況でございまして、今回の入札の実施に当たりましては、事前に宅地建物取引業協会を通じまして会員への周知を要請いたしましたほか、九州財務局からは平成23年度の入札

参加者に対しましても、入札参加要請を行っておりまして、本件入札につきましても十分な周知が図られているものと考えております。

以上のことから、入札条件の見直し等の必要性はないものと考えているところでございます。

最後になりますが、財務局の普通財産の管理処分等業務の入札につきましても、冒頭申し上げましたとおり、各財務局等が51の対象地域において実施したところでございます。現在、49の対象地域で落札者が決定しております。残りの2つの対象地域でございますけれども、1つは本件の名瀬出張所でございます。もう一つは三重県内を対象地域としております津財務事務所というところで、現在まで落札に至っていないという状況でございます。津財務事務所の対象地域につきましても、現在も落札者の決定に向けて、入札の参加要請等を含めた事務手続を継続しているところでございます。

御説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○石堂主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御質問・御意見等がございましたらお願いたします。

○辻専門委員 よろしいでしょうか。

こちらの2「入札結果」という部分でございますけれども、この入札に参加した1社というのは奄美大島島内の業者でしょうか。

○糸井課長補佐 鹿児島県の奄美市内に所在する事業者でございまして、奄美大島の方の事業者でございます。

○辻専門委員 その事業者は普通の不動産屋さんという理解でよろしいですか。

○糸井課長補佐 そうです。

○辻専門委員 こちらのパワーポイントでいただいている資料でございますが、ここで書かれているお仕事というのは、通常の不動産業者であれば特段困難なく実施できる業態という理解でよろしいですか。

○糸井課長補佐 はい、そうでございます。

○辻専門委員 ですと、業者さんからすると通常の不動産業務の一環であって、かつ同じ島の中のお仕事ですね。そこで、その件数が少ないという要素は、それほど大きな参入障壁になるようなものなのでしょうか。

○糸井課長補佐 1件当たりの事業に対しまして、委託報酬額ということでお支払いをしております、その委託予定件数が少ないと、最終的に事業者さんに入るお金も少なくなってくるというところで、やはり事業者さんの方もその採算性との兼ね合いで、入札の金額を決定してくるという状況から、今回は不落札となったと考えております。

○辻専門委員 もしも今、御存じでしたら教えていただきたいのですが、この奄美大島という地理的な特性と似ているところ、都会から数百キロ離れた離島であって、多分人口が5～6万人くらいだと思うのですが、例えば宮古島とかも同じような環境かなと推測するのですが、宮古島では落札者はあったのでしょうか。

○糸井課長補佐 沖縄県内も対象地域は3カ所を設けてございまして、沖縄本島と宮古島、石垣島の3カ所でそれぞれ対象地域といたしまして、入札を実施いたしました。

入札の結果、全ての対象地域につきましては落札されているという状況でございます。

○辻専門委員 宮古島と今回の奄美大島の違いというのは、何かあるのでしょうか。

○糸井課長補佐 同じ離島ということでありまして、余り地理的な要因と申しますか、そういった部分での相違はないと考えております。委託の予定件数等についても、やはり島にある国有財産の数というのは限られている部分もございまして、余りそういった件数等も離れているという状況ではないと考えております。

○辻専門委員 分かりました。

○石堂主査 ほかにいかがですか。

どうぞ。

○井熊副主査 これは最終的に、事業者と入札しようにも価格が合わなかったから国自らやるというのは、業務を実行する必要があるのであればそれは仕方がないと思うのですが、この場合、国自ら管理处分等業務を実施するというのとは具体的にどういう体制で行うことを意味しているのかということと、その場合のちゃんと管理コストも入れた、国の職員の方々の人件費も含めた実コストというのは、この入札予定価格に対してどういう関係になりますか。

○糸井課長補佐 まず、名瀬出張所の処理態勢につきましては、平成23年度の市場化テストの実施の際にも不落札という結果になりまして、国自らが業務を行っているところでございますけれども、国が自ら業務を行うことに当たりまして、職員も1名配置して業務を実施しているところでございます。

職員のコストと、実際の予定価格とのコストがどのぐらいの割合かということなのかね。

○井熊副主査 そうですね。

○糸井課長補佐 金額的なところを申し上げますと、人件費ということでございますが、平成22年度が253万5,000円、平成23年度が179万5,000円、平成24年度が277万8,000円という水準になっているところでございます。

○井熊副主査 もともと市場化テストというのは、その起点となるコストというのは行政が実施している場合のコストなので、今回の場合は案件ごとに払うというお話でしたけれども、そこら辺のもともとのスタート地点の方をきちんと見直して、実施していけばいいのかなと思うのです。

その場合、国ができるのであれば、奄美大島の業者さんに限る必要はなくなってくるということになりますよね。

○糸井課長補佐 今回も奄美大島地域の入札に当たりまして、対象事業者は奄美大島地区の者に限定しているわけではございませんので、そこについてはどこの事業者が入ってきても大丈夫なような入札の参加資格要件にはなっておりますが、現実的に離島ということ

もありますので、例えば本土の事業者が奄美大島まで来て業務をやるというところにつきましては、現実的にちょっと難しいといえますか、そういう状況なのかなと考えております。

○井熊副主査 これは非常にシンプルに、国がきちんとした総コストベースでお金をはじいて、あるお金で実行できると、それをマーケットに提示して、それより安く実行できる事業者がいれば実行してもらえばいいし、でもそれがいないというのであれば、国が最も効率的な事業者であるということですから国が実行すればいいのだと、そうシンプルに考えればいいのかなと思うのですが。

○糸井課長補佐 そうですね。もともと市場化テストということで、平成23年度から導入させていただいておりますけれども、この財務局の普通財産の管理処分等業務といたしますのは、中央省庁等改革基本法ですとか、あるいは国の行政組織等の減量・効率化等に関する基本計画といったものに基づきまして、会計法令により国が自ら行われなければならない業務を除いて、包括的に業務を外部に委託するのだという基本的な方針がございます。

それに基づいて、財務省といたしましても、外部に委託できるものは委託していく。委託するという中の1つの手法として、本件に市場化テストを導入させていただきまして、今は事業の方を実施させていただいているところでございます。

やはり、もともとのそういった基本計画ですとか、そういったものに基づいて財務省としても、包括的に外部へ業務を委託していくということを推進していく必要があるのかなとは考えております。

○井熊副主査 民間に委託することが国民負担を下げるための1つの手段として有効であろうという仮定において、そういうお話だと思うのです。

仮にほかの業務を含めて、国が最も効率的に業務を実行する実力があるのであれば、それは国が実行する方が国民負担が一番少ないわけですからいいわけですね。

○糸井課長補佐 はい。

○井熊副主査 ですから、こういう場合は多分例外ケースなのだと思いますけれども、そういう基本に戻って考えるのがよろしいのではないかと思います。

○石堂主査 国がやった方が安いのであれば、それでいいのではないかという感じですね。

井熊先生が先ほどおっしゃったように、国が安いのか、もしかしたら民間の方が安いのかというのは、まさしく官民競争入札でやればいいという世界になってくると思うのです。

私は、ここの要因のところ委託予定件数が少ないと、これはだから業者にとって効率的な業務執行がなかなかやりづらい環境だということをおわせている部分だと思うのです。そうすると、業者にとって魅力のない仕事だということを前提に、予定価格をつくるときにそういう要素を入れて下げることができなかったのかという気がするのです。

それを下げてこの辺かなといっても、国自身がやったらもっと安くやれるのではもうお話にならないのですけれども、何となく全体として見ると、業者が採算をとれる価格で国は発注できないことが分かりましたというトーンになっている気がするのですよ。

だから、結論的に言えば、国は一定のルールで予定価格を計算しますから、計算上、これ以上は下げられませんと、ところがそれで提示しても業者の方が、これでは採算はとれませんと誰も来ませんということなのですかね。

ここで「落札に至らなかった要因としては」と書かれているのですけれども、要するに監理委員会に報告するときに、どうして落札者があらわれなかったか、その「理由」を書けと書いてありますよね。その理由というのは、予定件数が少なかったことが理由だというと、それはその現象の向こうに何があるのだとなれば、先ほど言いましたように国として出せる予定価格では業者の採算がとれないという状況があり落札者があらわれなかったのが原因ですと書ければ、楽なのではないかという気がするのです。

そこで、先ほどから議論になっているように、国がやると、このくらいの人件費でやれと言うと、その国でこのくらいのコストでやれるというのと、国が示している予定価格との関係が見えてこない、「そうですか」という腑に落ちるところに行きつかないような気がするものですから、どうなのですかね。

○糸井課長補佐 名瀬出張所の対象地域といいますのは、離島という地域的な要因もありますけれども、実際に業務を行っている内容といいますのは、どこの地域でも同じ手法でやっております。

ですから、予定価格の積算に当たりまして、全国的に統一的な方向で積算をしているところがございます。

○石堂主査 だから、何というか、それが間違いと言ってはちょっと言い過ぎかもしれないけれども、そこに問題があるのではないかと私などは思うのです。

全国同じレベルで計算をしていますといっても、ここに書いてあるように委託予定件数がほかに比べてまばらであるという事実が歴然としているわけで、それを無視して予定価格をつくるから、地元の業者はあっち行ったり、こっち行ったりしなくてはだめな仕事なので、この金額では採算がとれないと言っているにすぎなくて、もっとマーケット、と言うには小さ過ぎるのかもしれないけれども、マーケットの実情に合った予定価格を設定しないからなのではないのですかと言いたいのです。

ただ、そんなことをやるくらいだったら公務員がやった方が安いのですというのだったら、やはり実際に役所がやる時のコストと、今、業者に対して提示している予定価格のどちらがどういう関係になっているかというのが見えないと、これもそれで結構ですとは言いがたい。

私が気になるのは、平成23年にやって1回不落札があったわけですね。そのときの要因分析といいますか、なぜなのだということをやっている中で、その予定価格をもうちょっと下げれば、業者から出ている価格は見えているわけですし、業者から聞けば何に幾らくらいかかることや積算も無理に聞こうと思えば聞けると、その中で国が考えているものどこに違いがあったから業者は来なかったのだと、平成23年のときの実績から何かを学ぶべきだったのではないかなという気がするのです。

要するに、今回国自身がやらざるを得ないことはもうしようがないのですよね。

○糸井課長補佐 はい。

○石堂主査 ただ、こだわるようではすけれども、なぜ落札者があらわれなかったかという理由を報告しろというときに、これが理由になっているかというところがちょっと引っかかるのですね。

○井熊副主査 民間企業は仕事を受けると人を張らなくてはいけないので、その張っている人間のコストというのは固定としているのだけれども、その人がどれだけ稼ぐかということによって、委託を変えなくてはいけないわけですよね。

○糸井課長補佐 はい。

○井熊副主査 ですから今、石堂先生が言われたことというのはそのとおりだから、今回国がやるのはいいチャンスなので、どのくらいコストがかかっているかとか、帳簿をつけてみて検討してみればよろしいのではないかなと思うのです。

○宮崎専門委員 よろしいでしょうか。

ちなみに説明会に来られた業者さんというのも1者なのですか。

○糸井課長補佐 はい、1者でございます。

○宮崎専門委員 予定価格を出す際に、業者さんから参考見積もりとか下見積もりみたいなものを参考にとられてはいないのですか。

○糸井課長補佐 とっておりません。

○宮崎専門委員 その辺で、まずはもしその参考見積もりなりをとると、こちら側の予定価格積算と民間業者さんが出している積算と、どこに要因として差があるのかという原因分析くらいはまずされてもいいのではないかなと思ったのが1点と、委託予定件数が少ないことがもし本当に原因だという分析になるのであれば、変な話、今後、次にやるときは鹿児島県とか、鹿児島市とあわせて地域を広げるとか、何か対策を考えないといつまでも不落になるのではないかというところで、こちら側の予定価格の積算と民間業者さんの参考見積もりとの、どのような要因の差があるのかということの分析なり、その地域を拡大するなり、ちょっと対策の検討が必要ではないか。

いずれにしろ、井熊先生などがおっしゃっているように、国の方が安いということであれば、それはそれでこのような形にせざるを得ないと思うのですが、原因分析はしっかりやっていただきたいです。

○石堂主査 そういう意味で、このペーパーの一番最後で「したがって、入札条件の見直し等の必要性は認められない」と言い切ることは非常に疑問に思われまして、ですから、今回、財務省さんが出される報告も、今後さまざまな分析をして国自身でやった方がいいのかも含めて検討していくとか、そういう結びにさせていただいた方がいい気がします。入札条件の見直し等の必要性はないというのは、入札価格の作り方についても一切見直す必要がないと言っていることになるので、私は非常に不満を感じるのです。

○糸井課長補佐 分かりました。

○石堂主査 ここはちょっと、文言最後の締め部分はちょっとトーンを変えていただいた方がいいのではないかなと思うのですけれども、いかがですかね。

○糸井課長補佐 そうですね。

○石堂主査 それを事務局を通じて、我々の方にこんな文案でどうかというのをまた出していただいて、それで最終的に決めたいということによろしいですか。

○糸井課長補佐 はい、承知いたしました。

○石堂主査 それでは、本件についての審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何かございますか。

○事務局 今の最後の箇所につきまして、財務省と調整して、先生方にはお送りして御確認をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて調整をした上、事務局から監理委員会に報告する方向でお願いしたいと思っております。

では、本日はどうもありがとうございました。